

産業廃棄物排出事業者のみなさまへ

# あなたの委託先は大丈夫？

## 産廃の不適正処理を防ぎましょう。

排出事業者が処理料金を支払って処理委託した産業廃棄物は、料金を受け取って受託した処理業者によって、法に従い適正に処理されなければなりません。

しかし、受託した処理業者が契約どおり適正な処理を行わず、**多量に残置される**などの事案が見受けられます。石狩管内においても、一部の処理業者等が残置している多量の廃棄物が大きな問題になっています。

### 委託した先から...

マニフェストはきちんと返してもらっていますか？

### 定期的に...

委託先の現場を確認していますか？



北海道リサイクルイメージキャラクター  
くるりん&ぐりん

とくに処理が終わったと思っていた産廃が、処理業者の手元でうずたかく積み上げられていた、なんてことも...

## 重要！

廃棄物処理法第3条により、産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあるものと定められています。

処理業者に金銭を支払い、手元から廃棄物がなくなったとしても、責任を果たしたわけではありません。

不適正処理を防ぐため、排出事業者が守るべき義務→（裏面へ）

# 不適正処理をさせないために！

## ～排出事業者が守るべき義務～

### 1. 必ず事前に委託契約を結びましょう。

産廃を実際に引き渡す前に、必ず結ばなければならないのが書面による委託契約です。

「どこから排出する」「どんな廃棄物を」「どこに運んで」「どのように処理する」という委託内容を、間違いなく委託者・受託者両者の目で確認したことを示す大切な書面です。

自らが委託した業務が間違いなく適正に履行されているか、確認する際の根拠ともなります。

**必ず、収集運搬業者・処分業者それぞれと直接契約を交わしましょう。(法第12条第6項、令第6条の2第4号)**

### 2. マニフェストを正しく使いましょう。

産廃を引き渡す際には必ずマニフェストを発行し、手元には控えを残しておきましょう。マニフェストは排出事業者自らが正確に記載し、処理業者に引き渡さなければなりません。

マニフェストは委託した産廃と一緒に運搬業者から処分業者のもとへ渡り、運搬終了時、処分終了時にそれぞれ排出事業者に写しが返送されますので、委託した産廃が今どこにあり、どんな状態なのかを把握する役目があります。

マニフェストの返送を受けることで、委託した産廃が適正に処理されたことを確認することができ、逆にいつまでも返送がなければ処理が滞っているのではないかと注意するきっかけにもなります。**マニフェストが期限までに返送されない場合、必要な措置を講じるとともに、その結果を振興局に報告する必要があります。(法第12条の3第8項)**

### 3. 委託先の処理施設・保管場所などを定期的に確認しましょう。

委託した産廃が滞りなく適正に処理されているか？一番確実な確認方法は、やはり処理施設を実地で確認することです。処理施設に故障などはなく、正常に稼働しているか？保管場所から廃棄物があふれていないか？マニフェストや帳簿の管理は適切に行われているか？

様々な視点で遵法性を確認することによって、不適正処理を未然に防ぐことができます。

**北海道では条例により、排出事業者に対し、1年間以上継続して処理を委託する処理業者に対して年1回以上の実地確認を行うことを義務づけています。(北海道循環型社会形成の推進に関する条例第32条)**

## 大切なのは「任せきりにしないこと」!

排出事業者である皆様一人一人が責任を持って、産廃の適正処理を確保しましょう。



北海道石狩振興局保健環境部環境生活課  
〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館(5F)  
電話:011-204-5823 FAX:011-232-1156



公益社団法人 北海道産業資源循環協会